

広島県告示第千二十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和五年八月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
株式会社Agriore Lab.	三次市	三次市下志和地町一三六八番一 ほか一筆	三、〇五六
株式会社Agriore Lab.	三次市	三次市上志和地町四〇〇番三 ほか一〇筆	一六、五六七
株式会社Agriore Lab.	三次市	三次市上志和地町二八四番二 ほか七筆	一〇、七五六
株式会社Agriore Lab.	三次市	三次市上志和地町一八四番ほか 三筆	八、〇八一
株式会社Agriore Lab.	三次市	三次市下志和地町七七六番二 ほか二筆	五、七六一
株式会社Agriore Lab.	三次市	三次市下志和地町七八〇番五 ほか一筆	四、四五六
株式会社Agriore Lab.	三次市	三次市下志和地町九九二番	二、七四五

二 認可年月日

令和五年八月二十三日